

社会福祉法人湧泉会事業計画

1. 経営方針

社会福祉法人湧泉会は、これまでの経験を生かし、ご高齢者に生活の場を提供する施設としてだけでなく、在宅にいらっしゃるご高齢者やそのご家族の相談先としても施設を活用していただき、地域福祉サービスの拠点となるよう地域に開かれた法人の運営を図ります。

そして社会福祉事業の主たる担い手として関係法令を遵守した上で、确实かつ適正に各事業を提供すると共に、提供するサービスの質の向上に努めます。またそれぞれのご利用者に対して、常に安心して施設やサービスが利用できるよう、清潔で明るく安全な環境づくりを心がけ、ご利用者の自己決定と選択を尊重すると共に、その尊厳に配慮した日常生活の支援をしていくことを経営方針とします。

2. 社会福祉法人湧泉会が行う事業

(1) 第1種社会福祉事業

①指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホームかわせみ（定員 100 名）

②軽費老人ホーム

ケアハウスかわせみ（定員 20 名）

(2) 第2種社会福祉事業

①指定短期入所生活介護

短期入所生活介護かわせみ（介護予防含む定員 10 名）

②地域密着型通所介護

デイサービスセンターかわせみ

（介護予防・日常生活支援総合事業含む定員 18 名）

(3) 社会福祉法第 26 条の規定により指定居宅介護支援事業

居宅介護支援センターかわせみ

3. 事業方針

(1) 法人の理念である「利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した日常生活を営むことを支援する」という本義に基づき、ご利用者の各々の人権に配慮し、且つその方の自己決定と選択等の意向を尊重した生活を送っていただけるような、各種サービスの提供に努めます。

(2) 利用者や家族、地域住民の方々から選ばれる事業所となるよう、職員が共同に事業を邁進すると共に、各種ボランティアの受入れに努め施設と地域社会の交流を深めます。また行政との連携や協力、近隣施設等との連携や協働により地域の福祉ニーズ等を把握した効果的な事業運営を行います。

(3) 既存施設の有効利用と各事業の利用率向上に努め、法人及び各事業の

活性化に努めると共に、ホームページ等により活動状況等の情報を積極的に公開します。また個人情報について、職員全員に対し適切な取り扱いについて研修等を通じ徹底を図ります。

- (4) 利用者の方々へ安心して安全な生活が送れるよう、日頃からの衛生管理の徹底と、感染症に対する適切な予防対策や情報収集、並びに職員への研修や情報の伝達を徹底します。また万が一感染症が発生した場合には、嘱託医や病院など関係機関と連携をとり、迅速かつ適確な対策を実施し蔓延防止に努めます。
- (5) 清水町と協定している災害時の要援護者支援や、受託契約をしている生活管理指導短期宿泊事業を通じ、施設機能の地域開放や地域との交流など、公益的取り組みを強化し、地域福祉の推進に貢献します。
- (6) 職員が良質なサービスを提供できるよう、計画的かつ積極的に、静岡県社会福祉協議会等が主催する研修、その他関係団体が主催する研修(以下「外部研修」)へ参加します。また定期的に施設内研修(以下「内部研修」)を開催し、より一層介護技術や資質等の向上に努めます。(内部研修については、特別養護老人ホームかわせみ事業計画を参照)
そして各種委員会において、現状のサービス提供状況について把握し、より優良なサービスが提供できるよう協議します。協議後は所属先の他の職員へ伝達し、情報の共有を図ると共に、安心かつ安全で快適なサービス提供につなげます。(委員会については、特別養護老人ホームかわせみ事業計画を参照)
- (7) 職員のキャリアアップ推進のためオンライン動画研修を導入。また外部へ実務者研修会のための会場開放に伴い、当施設職員へ受講の推奨を行い、各資格の取得者増加に努めます。
- (8) 災害の未然防止と、災害発生時の通報・連絡体制、避難体制及び夜間の防災管理体制、初期消火対策や近隣住民・消防機関との連携・協力体制の確立に努めると共に、特に東海地震等大規模震災発生時には被害を最小限に抑えられるよう、防火管理者等を中心に毎月防災訓練を実施します。毎月の訓練の内2回は夜間を想定した訓練、並びに2回は清水町消防署立会いの下、指導を受けながら訓練を行い職員の防火、並びに防災意識の実践的な行動力の向上に努めます。
- (9) 理事長や役員等を中心に理事会等の機能をより一層強化すると共に、各種情報収集を的確に行い柔軟に対応できるように努めます。

特別養護老人ホームかわせみ事業計画

1. 基本方針

老人福祉法や介護保険法等関係法令を遵守し、入居者の方々の基本的な人権や自己決定、並びに選択の尊重・尊厳を大切にすると共に常にその方の立場に立ち、心安らかな毎日が過ごせる環境の中で、楽しく生活ができる施設を目指します。また居宅における生活への復帰（自立支援）を念頭において、入浴や排泄、食事等の介助、その他日常生活上の支援や健康管理等、その方が有する残存機能の能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようサービスを提供します。

2. 事業内容

(1) 施設サービス計画（以下「ケアプラン」という。）は、入居者と家族の要望を勘案し、自らが望む生活の実現に向けた支援をする為、担当職員を中心に、介護職員、看護職員、管理栄養士、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員と協議や検討した上で作成し、3ヶ月に1度または必要に応じ見直しをしていきます。また課題ごとモニタリング（サービス提供の状況把握と、入居者のニーズの変化の把握）を行い多職種で協議の上、適宜見直しを図りながらサービスを提供します。中でも介護職員は、ケアプランに基づく食事や入浴、排泄等の日常生活に必要な機能訓練を含め自立に向けた介助、並びにQOL（Quality of life＝生活の質）の向上を図り質の高い援助を行います。

(2) 入居者の健康管理については、嘱託医である遠藤クリニック院長遠藤隆医師、及び協力歯科医であるウエダ歯科院長上田貴彦歯科医師による定期診察により入居者の方々の健康管理に努めると共に、年1回の健康診断を行います。そして関係職員間の連携をより緊密にし、入居者の方々の小さな体調等の変化を見逃さないように努めると共に、疾病の予防や早期発見、夜間の連携・対応も迅速に行います。

施設内の感染症対策として、感染症等の衛生教育や予防接種等を的確に実施します。万が一感染症が発生した場合は、施設内で作成した感染症対策マニュアルに基づき、2次感染や感染拡大の防止措置を講じ被害を最小限に抑えます。

(3) 介護保険事業所指定の基準人員を遵守し、入居者へ良質なサービスが提供できるよう、外部研修へ計画的且つ積極的に参加すると共に、計画的に内部研修も行います。（内部研修の詳細については、別表1参照）また各種委員会を適宜開催し、各種マニュアル等の見直しや実施の徹底を図り、入居者の方が安心且つ安全で快適な生活が送れるように努めます。（委員会の詳細については、別表2参照）

(4) 施設内のレクリエーション活動として、希望される入居者の方へクラ

ブ活動「生花クラブ・はーとサロン・書道クラブ・絵手紙クラブ」を毎月1回開催し、納涼祭等において発表の場を設け、自己表現の場として入居者の方が楽しく参加して頂けるよう努めます。また施設全体、フロア毎、並びにユニット毎に季節等を実感、及び共感できる行事を適宜開催し、クラブ活動と同様に入居者の方々が楽しく参加できるように努めます。(行事の詳細については、別表3参照)

- (5) 食事サービスについては、管理栄養士が入居者それぞれの栄養状態等を分析し、栄養ケア・マネジメントを実施し、その方にあった栄養ケア計画等を作成します。また介護職員等と多職種でカンファレンスを適宜実施し、咀嚼や嚥下状態、体重、栄養状態の変化を把握した栄養ケア計画の見直しと長期的な栄養管理に努めます。

そして定期的に入居者の方々の嗜好調査の実施を行い入居者の方々が食べたい物を提供できるように努めると共に、喫食率の向上に繋がります。また選択メニューの実施や場所をかえての季節の料理を提供し、入居者の方々に楽しんでいただけるように努めます。そして適時適温にて毎日3食配給し、可能な限り離床しユニット内で入居者の方々が明るく楽しい雰囲気の中で食事を摂ることを支援します。

- (6) 機能訓練サービスについては、機能訓練指導員が入居者それぞれの心身等の状態を分析し、その方にあった個別機能訓練計画を作成し、訓練の実施・指導を行っていきます。また、多職種間でのカンファレンスを適宜行うことで変化する残存機能や生活動作能力の把握、日中活動中の危険に対する予防策の確立、無理のない訓練メニュー実施の方法などを関係職員間で共有し、入居者の方々がもつ目標の達成度を上げることを念頭に置きながら、充実した生活を送ることができるよう支援します。

別表 1

内部研修計画について

実施時期	研修内容	対象者
4月	スキルアップ研修	該当職員
	救急搬送の対応と演習	全職員
5月	苦情処理・事故防止について	全職員
6月	食中毒予防指導／身体拘束廃止と虐待防止について	全職員
7月	メンタルヘルス	全職員
8月	接遇研修	全職員
9月	防災対策について	全職員
10月	介護保険	全職員
	スキルアップ研修	該当職員
11月	ノロウイルスとインフルエンザ予防／事故防止について	全職員

12月	看取り介護について	全職員
1月	身体拘束廃止と虐待防止について	全職員
2月	高齢者の疾病について／胃ろうと喀痰吸引について	全職員
3月	職員倫理規程、法令順守について	全職員

※職員のキャリアアップ推進のためオンライン動画研修を導入。

別表 2

各種委員会及び活動内容

委員会名	内容
行事委員会	施設全体行事の計画実施、行事のお知らせ等の作成
事故防止・虐待防止 身体拘束廃止推進委員会 (苦情処理含む)	事故防止の検討及び業務内容の改善提案 データの蓄積と分析、事故防止の改善 身体拘束、虐待防止について、苦情処理
感染予防委員会	感染者の対応の検討(入浴、食事等) 感染予防対策の検討、感染予防の徹底の教育と指導 入居者の安全・衛生管理について
食事・給食委員会	食事介助の方法の習得と指導 胃ろうの対応方法の習得と指導 食事摂取困難者への対応方法 誤嚥予防の対応方法の習得と指導 口腔ケアの方法の習得と指導
防災委員会	防災訓練の計画作成と実施 初期消火器具及び防災用品の定期的な点検 職員に対する防災教育の実施
入浴委員会	正しい入浴方法の習得と指導 入浴介助方法の習得(機械・個浴) 入浴困難者への対応方法 入居者に適した入浴方法の検討 清拭及び陰洗の正しい方法の習得と指導
排泄委員会	感染予防をふまえた正しい排泄介助の方法と習得 入居者に適した排泄方法の検討 オムツ等の適正な使用方法の確認及び指導
記録・ケアプラン委員会	ケアプランの考え方と作成方法の習得と指導 ケアプランに基づいた記録の書き方の習得と指導 情報の共有化の記録の書き方の習得と指導
褥瘡予防委員会	褥瘡予防対策の検討、褥瘡予防の徹底の教育と指導 褥瘡の対応方法の習得と指導
マナー委員会 (苦情処理を含む)	介護技術向上と接遇のための研修の検討と実施 介護技術及び接遇態度の確認と改善事項の検討

衛生委員会	労働災害の予防及び健康管理の確認と改善検討 職員等の安全・衛生管理について
喀痰吸引等安全委員会	看護職員と介護職員の連携による喀痰吸引等の実施 介護職員が喀痰吸引等を実施する場合の検討及び手続 介護職員が喀痰吸引等を実施する際の事故及びヒヤリハット事例の分析検討 介護職員が喀痰吸引等を実施する為の教育・指導方法の検討 介護職員が行う喀痰吸引等の手順の検討と見直し 介護職員が行う喀痰吸引等に必要な備品及び衛生管理の検討と見直し

別表 3

年間施設行事計画

時期	行事内容	時期	行事内容
4月	お花見	10月	保育園交流会
5月	保育園交流会	11月	秋祭り
6月	初夏の集い	12月	クリスマスバレー団
7月	七夕祭り	1月	新年会
8月	かわせみ納涼祭	2月	節分祭
9月	敬老会	3月	ひな祭り

3. 入居者の生活と職員の業務

時間	入居者	早番	遅番	夜勤
6:00	起床・洗面			起床・洗面介助
7:00		出勤 起床・洗面介助		
7:30	朝食 口腔ケア	朝食介助 口腔ケア介助		朝食介助 口腔ケア介助
8:00	排泄	排泄介助		排泄介助
8:30				申送り
9:00	健康チェック	健康チェック		退勤
10:00	水分補給	水分補給介助	出勤	
10:30	入浴	入浴介助		
12:00	昼食 口腔ケア	昼食介助 口腔ケア介助	昼食介助 口腔ケア介助	
13:00	排泄	排泄介助	排泄介助	
13:30	入浴 クラブ活動	入浴介助	クラブ活動等の援助	
13:30	機能訓練等		機能訓練等介助	

15:30	おやつ	申送り	おやつ介助	
16:00	排泄	退勤	排泄介助	出勤
16:30				申送り
18:00	夕食 口腔ケア		夕食介助 口腔ケア介助	夕食介助 口腔ケア介助
18:30	排泄・就寝準備		申送り	排泄・就寝介助
19:00			退勤	
20:00	就寝			
21:00	消灯			
23:00				巡回
1:00				巡回・排泄介助
3:00				巡回
5:00				巡回・排泄介助
6:00	起床・洗面			起床・洗面介助

4. 目標

入居者やその家族各々のニーズに則したケアプランを作成し、安心・安全且つ満足を目標にサービスを提供します。また随時個別計画を立案実施し、常にその方が今何を必要としているのかを念頭に置きながら支援していく事を心がけます。そして、入居者及び家族の要望に応じて施設での看取り介護を提供できるよう努めます。

事故やヒヤリハットの発生件数を減少させる為、事故対策・身体拘束廃止推進委員会において事故等の内容分析や再発防止策の策定、各種マニュアルの見直し及びその評価を行います。またその結果、必要な対応は各種委員会や内部研修に連動させ、より一層の技術向上や職員間の意識統一に努めます。提供するサービスの質について、職員各々が定期的に自己評価を実施し改善に努めると共に、入居者や家族からの苦情や要望、意見等があった場合は、早急に対処しより良いサービスが提供できるように努めます。

社会福祉法人湧泉会事業計画（案）

短期入所生活介護かわせみ（介護予防含む）事業計画

1. 基本方針

老人福祉法や介護保険法等関係法令を遵守し、施設利用期間中は、利用者の有する能力に応じ可能な限り自宅において自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介助、その他日常生活上の支援等のサービスを提供し、利用者の身体の残存機能の低下防止や向上、並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

2. 事業内容

特別養護老人ホームかわせみの事業と一体的に実施しているため、特別養護老人ホームかわせみの事業内容を参照。

- (1) 職員については、介護保険事業所指定の基準人員を遵守します。研修及び委員会については、特別養護老人ホームと一体的に実施し、より良質なサービスが提供できるように努めます。
- (2) サービス利用中に特別養護老人ホーム、デイサービスで行事が開催された場合、特別養護老人ホーム利用者、デイサービス利用者の方々と共に行事に参加します。
- (3) 緊急的な短期入所利用に対応するため、相談可能な体制を確保し、近隣の短期入所生活介護事業所と連携します。
- (4) 短期入所生活介護の利用者の方には、できる限り要介護度が上がらないよう、身体的機能の維持又は向上に努め日常生活の支援をします。また介護予防短期入所生活介護の利用者の方には、できる限り要介護状態とならないで自立した日常生活が営むことができるよう、身体機能の維持を支援します。

3. 利用者の生活と職員の業務

特別養護老人ホームかわせみを参照

4. 目標

利用者、家族のニーズを捉え利用者一人ひとり、ご本人らしく、安心して在宅生活を営めるように質の良いサービスを提供するよう努めます。利用者の身体機能が活性化するような取り組みや、心より楽しんでいただけるようなサービス提供に努めていきます。

今年度年間稼働率を、短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護を併せて 95%以上を目標に、近隣の居宅介護支援事業所等と連携を図ると共に定期的なカンファレンスを開催し、定期利用（リピーター）の割合を 80%以上となるように利用者の確保と拡大に努めます。

社会福祉法人湧泉会事業計画（案）
デイサービスセンターかわせみ
（介護予防・日常生活支援総合事業含む）

事業計画

1. 基本方針

老人福祉法や介護保険法等各種法令を遵守し、人と人が集い、語り合う時間を大切にし、地域住民の方々に喜んでいただける、また選んでいただけるような事業所を目指しサービスを提供します。

地域福祉を支える事業所として介護予防・日常生活支援総合事業利用者については、地域包括支援センター等と協働して自立した日常生活が営めるよう、心身機能の維持並びに向上を重視したサービスを提供します。また地域密着型通所介護サービス利用者に対しては、その方の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、ADL（Activities of Daily Living：日常生活動作（食事、入浴、排泄、更衣等））の介助、社会的孤立感の解消、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減も図ります。

また、清水町の指定、監督のもと「地域密着型通所介護サービス」を運営し、利用者に住み慣れた町でより細やかでバランスの良いサービスを提供します。

2. 事業内容

- (1) 介護支援専門員等が作成した居宅サービス計画、又は介護予防サービス計画を基にサービス計画書を作成し、利用者若しくはその家族へ懇切丁寧に説明を行い、同意を得た後、介護予防・日常生活支援総合事業を含めた通所介護サービスを提供します。サービス利用中は利用者の価値観や文化、生活習慣等を可能な限り尊重し、安心且つ安全で快適な入浴や排泄の介助、並びに機能訓練等のサービスを提供し、地域社会との交流などを支援します。そしてサービス利用毎、個別の連絡帳等にて利用者の主介護者や家族に利用中の様子を随時報告し、より一層利用者や家族等と緊密な関係の構築に努めます。
- (2) 利用者の健康管理については、毎回健康チェックを行い微妙な変化も見逃さないよう注意し、異常の早期発見に努め、必要な措置を講ずるよう努めます。また利用者の秘密やプライバシーについては、個人情報保護管理規程等を遵守し、主介護者や家族に報告します。
- (3) 利用者が利用する室内環境は、「安心」「安全」「快適」「機能性」「人間性の尊重」などの視点で整備し、小さな異常も見えるかたちに整えます。また利用者の使用する設備や機械の器具及び備品・食器等は、衛生と安全を基本に必要な措置を講ずるよう努めます。

- (4) 食事サービスでは、管理栄養士により栄養管理された献立で、適時適温にて提供します。また利用者毎の身体機能や嚥下状態、並びに咀嚼力、歯牙状態を考慮した食事介助を行います。食事制限のある方や投薬管理の必要な方は、看護職員が適切に対応します。
- 低栄養状態またはそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士等が栄養ケア計画を作成し、これに基づき適切なサービスを実施し定期的に評価や見直し等を行います。
- (5) 介護支援専門員が作成したサービス計画を基に、心身機能を低下させないための予防的活動や、残存機能の維持・改善のための機能訓練を行うと共に、身体が変化する「楽しさ」等を理解できるような運動機能向上プログラムを充実させ、住み慣れた家庭で日常生活が継続できるよう支援します。また利用者の主体性並びに自主性を尊重し、利用者及び家族に同意を得た上で実施します。
- (6) レクリエーション活動では、小集団活動を充実させ趣味や楽しみが生まれる計画を立案実施すると共に、心豊かに季節感を味わう活動や自立した日常生活・社会生活への回復等を促すレクリエーションも実施します。
- (7) 職員については、介護保険事業所指定の基準人員を遵守するとともに、サービスの質の向上を図るため、積極的に内部研修や外部研修及び講習会等に参加し、幅広い知識と技術を習得し資質の向上に努めます。(内部研修については、特別養護老人ホームかわせみの内部研修に参加)
- (8) 各種行事の開催や、特別養護老人ホームで開催する委員会に積極的に参加し、人と人とが理解、信頼し合える人間関係を築き、お互いに心地よい介護を進めるよう努めます。(行事については、別表4を参照)

別表 4

年間行事計画

月別行事		その他行事 (適時)	ボランティア行事
4月	お花見の会	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生日会 ・外出 (公園散策) ・おやつレク (月1回) ・園芸 (花・夏野菜) ・体重測定 (健康相談) ・野外での昼食会 ・演劇会 ・工作教室 ・介護予防教室 ・保育園児交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・大正琴の会 ・フラダンスの会 ・コーラスの会 ・大型紙芝居の会 ・絵手紙 ・サックス ・フルート ・マジック ・マンドリン&ギター ・歌 ・二胡 ・オカリナ ・演芸 ・中学生、高校生交流 ・蓄音機 ・講談 ・銭太鼓、笠踊り
5月	端午の節句の会		
6月	カラオケ大会		
7月	七夕祭り、納涼祭準備		
8月	夏祭り (納涼祭)		
9月	敬老祝いの会		
10月	ミニ運動会		
11月	工作活動展示会		
12月	クリスマス会		
1月	お正月行事		
2月	節分の会		
3月	ひな祭りの会		

3. 利用者の生活と職員の業務

時間	利用者	職員
8:00		出勤
9:00	到着	迎えの出発
9:10	手洗いうがい消毒・お茶・靴の交換	ルーム内準備、朝礼
9:25	健康チェック・朝の会・団欒	健康チェック
9:40	入浴・個別リハビリ・趣味活動・口腔体操	入浴介助等、身体チェック、整容
12:00	昼食・口腔ケア	昼食介助、口腔ケア介助
13:00	昼寝等休憩	連絡帳、介護記録記入 等
14:00	体操・機能訓練・歩行訓練	体操、レク準備 等
15:00	レクリエーション・おやつ・団欒	レク・おやつ介助
16:00	紙芝居、帰りの会	送りの準備
16:30	帰宅	送りの出発
17:30		片付け・退勤

4. 目標

定期的にサービス提供に対する自己評価を実施します。また利用者や家族、介護支援専門員等外部からの意見や要望、助言並びに評価等を客観的に受けとめると共に、職員の同一サービスの提供、並びにより質の高いサービスが提供できるよう、工夫・改善に努めます。

そして利用者の方々が真に求める生きがいとは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることであり、今年度は前年度よりも心身の健康維持のための生活機能訓練や、「楽しみ」や「達成感」を持てるレクリエーションを実施し、個人の生活に笑顔が増え、活力が生まれるよう努めます。

そして、地域住民の方々から選ばれる事業所となるよう近隣の居宅介護支援事業所等とより緊密な連携強化等を図り、地域密着型通所介護の定員である「一日の利用者数最大18人（介護予防・日常生活支援総合事業を含む）」を目標に事業を推進します。

ケアハウスかわせみ事業計画

1. 基本方針

老人福祉法等各種法令を遵守し、家庭環境及び住宅事情等により居宅での生活が困難な原則 60 歳以上の高齢者に低料金で住宅を提供し、日常生活上必要な便宜を供与します。また、ご入居者が健康で明るい生活を送れるよう各種相談に応じると共に適切な助言等に努めます。

2. 事業内容

- (1) ご入居者の各種相談に応じるため、日々の様子観察や声かけを行いつつ、必要に応じての訪室相談、苦情受付箱の活用など、些細なことでも相談ができる体制づくりを行い、適切な助言ができるよう努めます。ご入居者が日常生活上の援助や介助を必要とする状態になった場合には、身元引受人へ連絡・相談を行い、関係機関と連携をとりながら、適切なサービスが受けられるよう援助を行います。
- (2) 食事については、管理栄養士によってプランされた栄養バランスのとれた食事を、毎日 3 食、適時適温にて提供します。食べ物アレルギーによる禁止食材がある方には代替食を用意し、体調によっては主食を常食から全粥へ変更して提供します。また、持病により食事の調整が必要な場合は、ご入居者と相談しながら適切な提供ができるよう心がけます。そして食事に関する嗜好調査やアンケートを実施し、ご入居者がより希望する食事が提供できるよう努めます。
- (3) ご入居者が、疾病等のため日常生活上の支援を必要とする状態になった場合には、医療機関や身元引受人への連絡・調整など必要な対応を行い、迅速かつ適切な対応に努めます。また定期的に健康診断を受ける機会を提供すると共に、その記録を保管し、健康の保持、疾病の予防に努めます。またノロウイルスやインフルエンザ、その他の感染症予防の対策を図り、感染症が発生した場合には感染拡大の防止に努めると共に、利用者の方への情報提供を行います。
- (4) ご入居者の生活が健康で明るいものとなるよう、必要に応じて助言を行うと共に、引きこもり防止のため、各種行事を企画・実施し、積極的な参加を促します。また自主的に趣味活動や交流行事等を行う場合は、必要に応じて情報提供や調整等の協力をします。(行事計画については、別表 5 参照)
- (5) 入浴に関しては、提供時間に合わせて準備をし、入浴の準備を行わない日であっても、シャワーが使用できるよう努めます。またご入居者の身体状況をよく観察し、その方の状態に合った方法や時間での提供を支援します。
- (6) 法人内で実施している内部研修への参加や各種委員会に属し、サービス

提供に関する質の向上に努めます。

- (7) 介護保険サービスを利用されている方については、介護支援専門員やサービス提供事業者など関係者間の連携をより一層強化し、利用中の様子の把握に努めると共に、介護支援専門員等へ現況報告や、サービス利用に関しての要望の報告などを適宜行い、その方に適したサービスが利用できるよう支援します。

3. 目標

毎日施設内の清掃を行い、良好で清潔な環境の保持に努めます。また感染症予防や身体機能の維持を目的とし、日々の体調や身体状況についてよく観察を行い、必要に応じて注意や助言を行います。

定期的にサービス提供に関する自己評価を実施すると共に、ご利用者が相談しやすい体制づくりを行い、家族や外部からの意見や要望・助言等を真摯に受けとめ、より質の高いサービスが提供できるよう、工夫・改善に努めます。

日常生活上必要な便宜を供与し、ご入居者が安心かつ安全で心地よい生活が送れるよう施設運営を行います。

別表 5

年間行事計画

実施時期	行事内容	その他の行事
4月	行事昼食（ピザ）	感染症対策のため見合わせ
5月	保育園交流会 行事昼食会（端午の節句）	絵手紙クラブ 書道クラブ 生花クラブ 太極拳クラブ 詩吟 ゲーム 買い物 ボランティア活動（お茶詰め等）
6月	夏の大掃除 おやつ作り	絵手紙クラブ 書道クラブ 生花クラブ 太極拳クラブ 詩吟 ゲーム 買い物 ボランティア活動（お茶詰め等）
7月	行事昼食会（七夕流しそうめん） 慰霊祭 日用品訪問販売	絵手紙クラブ 書道クラブ 生花クラブ 太極拳クラブ 詩吟 ゲーム 買い物 ボランティア活動（お茶詰め等）
8月	かわせみ納涼祭	絵手紙クラブ 書道クラブ 生花クラブ 太極拳クラブ 詩吟 ゲーム 買い物 ボランティア活動（お茶詰め等）
9月	敬老会 行事昼食会（敬老の日） イトーヨーカ堂訪問販売	絵手紙クラブ 書道クラブ 生花クラブ 太極拳クラブ 詩吟 ゲーム 買い物 ボランティア活動（お茶詰め等）
10月	ハロウィンパーティ 保育園交流会 日用品訪問販売	絵手紙クラブ 書道クラブ 生花クラブ 太極拳クラブ 詩吟 ゲーム 買い物 ボランティア活動（お茶詰め等）
11月	秋の外出ツアー（観光と外食） 清水町ふれあい広場	絵手紙クラブ 書道クラブ 生花クラブ 太極拳クラブ 詩吟 ゲーム 買い物 ボランティア活動（お茶詰め等）
12月	クリスマス会 DSC合同クリスマス会 年末大掃除	絵手紙クラブ 書道クラブ 生花クラブ 太極拳クラブ 詩吟 ゲーム 買い物 ボランティア活動（お茶詰め等）
1月	初詣ツアー 特別昼食会（鍋） 日用品訪問販売	絵手紙クラブ 書道クラブ 生花クラブ 太極拳クラブ 詩吟 ゲーム 買い物 ボランティア活動（お茶詰め等）
2月	節分 行事昼食会（恵方巻き）	絵手紙クラブ 書道クラブ 生花クラブ 太極拳クラブ 詩吟 ゲーム 買い物 ボランティア活動（お茶詰め等）
3月	行事昼食会（桃の節句） おやつ作り イトーヨーカ堂訪問販売	絵手紙クラブ 書道クラブ 生花クラブ 太極拳クラブ 詩吟 ゲーム 買い物 ボランティア活動（お茶詰め等）

居宅介護支援センターかわせみ事業計画

1. 基本方針

介護支援専門員（ケアマネジャー）は高齢者の依頼に基づき、高齢者やその家族の相談に応じ、ニーズを把握した上で、利用者の意思及び基本的人権を尊重し、常に利用者の立場に立って総合的且つ効果的な居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。作成後は、サービス提供機関との連絡調整を行い、サービス提供に繋げていきます。

2. 事業内容

- (1) 居宅サービス計画を作成し、サービス提供にあたっては利用者又は、その家族に対しサービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- (2) 居宅サービス計画の原案に当っては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的且つ計画的にサービスの利用が行われるようにします。
- (3) 居宅サービス計画の作成に当っては、適切な方法により利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- (4) 利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を緊密且つ継続的に行い、少なくとも1ヶ月に1度は利用者のお宅を訪問し、利用者の面接を行いモニタリングの結果を記録します。
- (5) 要支援者においては、地域包括支援センターの依頼によりアセスメントを行い、予防計画を作成し、少なくとも3ヶ月に1度の訪問をおこない、地域包括支援センターに評価の報告をします。
- (6) 徘徊高齢者見守り、検索ネットワークに協力します。
- (7) 地域包括支援センターが実施する事例検討会へ参加します。
- (8) 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会を実施します。
- (9) 主任介護支援専門員によるケアプラン点検を実施します。

3. 目標

介護保険法等の法令を遵守し、適切なアセスメントを実施し利用者やその家族のニーズを把握・勘案したサービス計画を作成します。そして、サービス提供機関との連絡調整を緊密に行うと共に連携を図り、利用者ができる限り住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるようサービスを提供します。また、サービス提供が、自立支援へ向けたものであるようなサービス計画が作成できるよう、職員の資質向上のために研修会や講習会に積極的に参加します。